

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 1	適用範囲	<p>下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。</p> <p>① 農場(農場名、所在地、連絡先) ② 商品(農産物、品目(栽培中または栽培予定)) ③ 認証範囲(生産工程カテゴリー) ④ 圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培品目) ⑤ 倉庫(倉庫名等、所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等)) ⑥ 農産物取扱い施設(施設名等の識別、所在地、取扱い品目)</p>	<p>これらは審査の申込書に含めて管理すると効率的である。</p> <p>②は、例えば「JGAP標準品目名リスト」に記載のある農産物・品目を記載する。 ③認証範囲(生産工程カテゴリー)は、自分の農場が適用する生産工程(栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程)の範囲のことである。詳細は大分県版GAP要綱・要領(以下、要綱要領)を参照のこと。 ④圃場については、要綱要領の用語の定義「圃場」を参照のこと。</p>		
穀物 2	圃場と施設の 地図	<p>①圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。 ②農産物取扱い施設のレイアウト図(見取り図)がある。</p>	<p>①リスク評価の資料として活用するために地図を用意する。施設には、農機具や資材の保管倉庫、農産物取扱い施設、衛生施設(トイレ、手洗い)、エネルギー(重油、電気等)、給排水の関連施設等がある。 ②リスク評価の資料として活用するためにレイアウト図を用意する。例えば、エネルギー・水・吸排気の関連設備、製造設備・機械、資材・工具・油類・掃除用具等の置場、出入荷口、出入口、靴の履き替え場所、休憩・喫煙場所、飲食場所、トイレ、更衣場所、手洗場、廃棄物置場等が明確になった農産物取扱い施設のレイアウト図を用意する。</p>		
穀物 3	責任及び 権限	<p>下記の責任者を確認できる組織図があり、必要な努力をしている。</p> <p>①経営者 ②農場の責任者(経営者または経営者から農場管理を委任された者) ③商品管理の責任者(食品安全及び商品の異常・苦情対応に責任を有する者) ④農産物取扱い施設の管理責任者(農産物取扱い施設の運営に責任を有する者) ⑤肥料管理の責任者(肥料等の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者) ⑥農薬管理の責任者(農薬の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者) ⑦労働安全の責任者(作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者)</p>	<p>①責任者は兼任でもよい。 ③商品管理の責任者は、商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。 ⑤肥料管理の責任者は、施肥や土壌の管理に関する知識を向上させる努力をしている。 ⑥農薬管理の責任者は、農薬指導士の研修受講など、農薬に関する知識を向上させる努力をしている。 ⑦労働安全の責任者は、労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。</p>		
穀物 4	自己点検 の実施	<p>① GAPを十分に理解した者による本GAPの自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。 ② 自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。</p>	<p>*原則として団体の場合には該当外可能</p> <p>例えば、下記の方法がある。 ・すでに認証を取得している農場の責任者が行う。 ・JGAP指導員研修受講経験者と共同で行う。 ・JGAP指導員研修受講経験者による十分な指導のもとで農場の責任者が行う。</p>		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 5	知的財産 の保護	① 自分の知的財産である新たに開発した技術、新たに育成した品種、新たにブランド化した商品等がある場合、それらを保護し活用している。 ② 登録品種などの他人の知的財産を侵害しないようにしている。	①例えば、下記に取り組んでいる。 ・技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、それを保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選ぶ。 ・新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施する。 ②登録品種の種苗を譲渡する場合は権利者の許諾を得ている。		
穀物 6	生産計画	農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立て文書化している。 ① 作業内容及び実施時期 ② 品目ごとの収穫見込量 ③ 生産性等に関する目標	①例えば、輪作による連作障害の防止を考慮している。 ③例えば、目標には下記がある。 ・10a当たりの収量・売上 ・10a当たりの資材(農薬・肥料等)の使用量・使用金額 ・作業者1人当たりの収量 ・秀品率向上 ・単価向上		
穀物 7	作業記録	圃場及び農産物取扱い施設での作業を記録している。	記録には、例えば下記がある。 ・作業日 ・作業者名 ・作業内容 ・作業時間 ・機械の稼働時間 ・天候による作業への影響(雨または風の発生など) ・苦情・異常・ルール違反・事故等のトラブル及びヒヤリハット		
穀物 8	記録の保管	① 本GAPが求める記録を過去3年以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では審査日からさかのぼって1か月分以上の記録を保管している。ただし当該期間に発生しない作業の記録は除く。初回審査後は継続して記録を保管している。 ② 3年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。			
穀物 9	圃場及び倉庫における 交差汚染 の防止	① 圃場及び倉庫における下記のもの、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 1) 種苗、作物及び農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	例えば、汚染物質には農薬及び農薬に関連するもの(散布機械・調製器具(計量カップ・秤)・防除具(マスク・ゴーグル)・防除衣)、肥料(特に堆肥や有機肥料)、薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、人由来のもの、周辺環境由来のもの等がある。  例えば、下記の事例がある。 電線にとまった鳥からの著しい糞の落下。ペットの侵入。農薬保管庫に隣接した収穫容器の保管。収穫容器や被覆資材への軒先に巣を作った鳥による糞の付着。農薬散布機を取り出す時に収穫容器に接触する可能性、機械の燃料タンクから燃料が漏洩して収穫容器や被覆資材が汚染される可能性等を検討する。  他の管理点の対策を引用してもよい。		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 10	収穫工程の明確化	① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む収穫工程を文書化している。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源(器具・容器、機械・設備、運送車両等) ② 工程を変更した場合には、文書を見直している。			
穀物 11	食品安全危害要因の評価(収穫工程)	① 管理点10で明確化した収穫工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点10で収穫工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。			
穀物 12	対策・ルール・手順の決定(収穫工程)	管理点11のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。	下記に示す管理点の対策・ルール・手順を引用してもよい。 ・管理点34～38 機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具、工具等の管理 ・管理点41～43 廃棄物の管理及び資源の有効利用		
穀物 13	農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止	① 農産物取扱い施設及びその敷地内における下記のもの、汚染物質との交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。なお、対策には立地や施設構造の見直しを含む。 1) 農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	例えば、汚染物質には農薬・肥料・薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、汚水(停滞水・廃水)・雨漏りや結露による汚染、有害な排気、人由来のもの、施設構造物(天井・壁・床等)・設備・備品(照明、空調、机等)等の経年劣化・破損等による異物等がある。  必要な対策には、例えば、点検・補修・交換、ゾーニング(汚染エリアと清潔エリアを分ける)、整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌、入場ルールの徹底等がある。  対策は他の管理点の対策を引用してもよい。		
穀物 14	農場のルール違反への対応手順	本GAPに関する農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ① 状況及び影響の把握 ② 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む) ③ 原因追及 ④ 是正処置 ⑤ 法違反や本GAPの要綱要領に関するルール違反があった場合の行政への報告	例えば、農場のルール違反には下記がある。 ・近隣者の苦情により発覚した騒音、悪臭等 ・労働安全事故やけがの発生 ・燃料タンクからの燃料漏れ等 ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等		
穀物 15	農場のルール違反への対応	農場のルール違反が発生した場合には、管理点14の手順に従って対応したことが記録でわかる。			

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 16	出荷記録	出荷した商品の出荷と調製・収穫のつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。 ① 出荷先・販売先 ② 出荷日 ③ 品名 ④ 出荷数量 ⑤ 調製ロットまたは収穫ロット			
穀物 17	異品種及び別用途品の混合防止	① 品種を分けて販売する場合は、視覚的に見分けのつきにくい別品種の農産物が誤って混入しないように対策を講じている。 ② 特定用途の農産物に誤って他の用途の農産物が混入しないように対策を講じている。 ③ 特定用途の農産物の販売等について、法令による取り決めがある場合はそれに従っている。	①例えば、品種名の表示をして保管場所を分ける、品種ごとに作業日を分ける、品種の切替時にコンバインや乾燥機の清掃を徹底するなどがある。 ②例えば、用途限定米穀・食用不適米穀を保管する場合は、用途ごとに別棟または別はいで保管し、用途があきらかとなるよう票せんにより掲示している。 ③例えば、用途限定米穀を販売する場合は、包装または容器に用途を示す表示をつけ、その用途に確実に供すると認められる事業者に対してのみ販売している。 販売先との契約には、他の用途への転用の禁止、及び違約金その他の契約の履行を担保する措置を盛り込んでいる。 食用不適米穀は廃棄、非食用事業者へ直接譲渡、非食物資の加工・製造のいずれかの方法により処分する。		
穀物 18	大規模乾燥調製貯蔵施設の管理責任者	① 大規模乾燥調製貯蔵施設では、施設の管理者とオペレータの責任分担が明確になっている。 ② 施設の管理者は研修の実施等によるオペレータの資質向上に努めている。			
穀物 19	公的な資格の保有または講習の修了	法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。	例えば、労働安全に関する資格・講習として危険物取扱者(消防法)、乾燥設備・ボイラー・フォークリフト・玉掛等の技能講習(労働安全衛生法)がある。		
穀物 20	作業着及び入場者のルール	下記の項目について衛生管理に関する必要なルールを決め、収穫及び農産物取扱いに従事する作業着及び入場者に周知し実施させている。ルールは文書化している。 ① 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品及び所持品 ② 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ ③ 喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 ④ トイレの利用 ⑤ 農産物への接触	①所持品には例えば、時計、メガネ、携帯電話、筆記用具、たばこ、ライター、財布、鍵、付爪・マニキュア、指輪、ピアス等がある。 収穫作業中には、例えば下記のルールを周知する。 ・ボタンやファスナーの取れかけた作業着は着用しない。 ・携帯電話は落下防止処置をして携帯する。 ・たばこ、ライター、財布、鍵等を携帯する場合は、ファスナーのついたポケットに入れる。 ・圃場ではたばこを吸わない。		
穀物 21	手洗い設備	手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。	衛生的な水とは、例えば水道水を使用するもの。水道水以外の場合には、水質検査を年1回以上行い、100mlあたり大腸菌不検出であることを確認している。 洗浄剤には例えば液体石けんがある。		

大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 22	トイレの確保と衛生	① 作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。 ② トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。 ③ トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。 ④ トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。			
穀物 23	作業者の労働安全	① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報をもとにしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。 1) 乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用 2) コンバインの使用 3) 草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用 4) 耕耘機の使用 ② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知実施している。 ③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。	① 事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。 対策には、例えば下記がある。 1) 積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。移動時等の左右ブレーキの連結。 2) 詰まり除去時には回転を止める。 3) 斜面・法面での十分な足場の確保 4) バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。		
穀物 24	危険な作業に従事する作業者	管理点23で明確にした危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための十分な教育・訓練を受けた者である。 ② 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している(管理点19参照)。 ③ 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。 ④ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ⑤ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。	⑤ 例えば、高所作業の際のヘルメット、草刈り機を使用する際のフェイスガード着用等がある。		
穀物 25	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められている。			
穀物 26	労働災害に関する備え(強制加入)	法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。	労働災害の補償に関する保険については、ILOの「業務災害給付条約(第121号)」が参考となる。 「労働者災害補償保険法」があり、農業において主たる条件は下記となっている。 ・法人と常時雇用5人以上の労働者を使用する個人事業者は強制加入、常時雇用5人未満の労働者を使用する個人事業者の場合は任意加入 ・外国人技能実習生は1人から適用またはそれに類するものに加入しなければならない。		

大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目:米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 27	土壌の安全性	下記の情報を参考に、土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性について年1回以上リスク評価し、問題がある場合には行政に相談して対策を講じている。リスク評価の結果と対策を記録している。 ① 行政による土壌汚染地域通知・指定の有無 ② 管理点2の周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴	安全性の評価項目としては、例えばドリン系農薬などのPOPs物質の残留、カドミウムなどの重金属類、放射性物質等がある。  カドミウム汚染にあつては、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認する。		
穀物 28	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。	例えば、下記の方法がある。 ・土壌の透水性改善 ・草生栽培等の被覆作物の栽培 ・植生帯の設置 ・等高線栽培 ・石積・ブロックの施工		
穀物 29	土作り	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行っている。	例えば、下記の方法がある。 ・土壌図の利用 ・堆肥の施用(植物残渣のリサイクルを含む) ・緑肥の栽培(輪作の検討を含む) ・適切な土壌改良資材の使用 ・深耕の実施		
穀物 30	生産工程で使用する水の安全性	① 生産工程で使用する水の種類とその水源及び貯水場所を把握している。 ② 生産工程で使用する水が農産物に危害を与える要因がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価の結果及び対策を記録している。リスク評価は下記の情報を利用する。 1)使用方法、使用時期及び使用期間 2)水源及び貯水場所の周辺の状況 3)水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果 4)農場が実施した水質検査の結果	①水の種類には農業用水、井戸水、河川水、ため池水、雨水、廃水の利用等がある。 ②危害要因には例えば、病原性微生物、重金属類、農薬、有機溶剤、放射性物質等がある。  行政が実施する公共水域に関する環境影響評価「人の健康の保護に関する環境基準」に対する水質検査結果を参考にする。農場が水質検査を実施する場合には取水場所の周辺状況からリスクが考えられる項目を検査する。		
穀物 31	有害生物への対応	① 農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止している。 ② 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。	例えば、どのような有害生物が発生しやすいかを把握した後に、進入路を塞いだり、駆除を実施する。薬剤での駆除は、農産物等に薬剤の影響がないよう保健所または専門業者に相談後実施する。		
穀物 32	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じている。	例えば、作業場所から隔離された場所で喫煙・飲食をする。作業場所と隔離されていないところで飲食する場合には、飲食後に清掃し、または必要に応じて殺菌をして農産物の衛生に影響がないようする。		
穀物 33	穀物の保管	穀物の保管庫は下記を満たしている。 ① 倉庫内は適切な温度と湿度が保たれている。 ② 結露が起こらないようにしている。 ③ 農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所は、使用前に徹底して清掃し、その記録が残されている。 ④ 床は乾燥している。			

大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 34	機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管	① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 ② 機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 ③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。	① 機械・設備は、圃場、倉庫、農産物取扱い施設で使用するものを始め、電気、ガス、重油、圧縮空気、貯水槽等の関連設備・機器を含む。 ② 例えば、農薬散布の前に農薬散布機のノズル、ホース、タンク及び接合部のチェックを行い、正確に散布できることを確認している。年1回以上トラクターの整備を整備工場に依頼している。 ③ 例えば、農薬散布機とコンバインは同じ場所に置かない。アタッチメントの昇降部を下げ、キーを抜いて保管している。		
穀物 35	収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検している。 ② 点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じている。 ③ 複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をしている。			
穀物 36	掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理	① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を掃除する掃除道具は他の掃除道具と分けて使用して保管している。 ② 掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換している。 ③ 掃除道具は、使用后、所定の場所に衛生的に保管されている。 ④ 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。			
穀物 37	機械油の使用	収穫工程及び農産物取扱い工程で農産物と接触する可能性のある機械可動部へ注油する場合は食品安全に影響がないように対策を講じている。	例えば、食品機械用の潤滑油を使用している。FDA(米国食品医薬品局)のNSF H-1規格(食品に偶発的に接触する可能性がある箇所に使用できる潤滑剤)、またはISO21469(食品機械用潤滑剤の製造に関する衛生要求事項を規定した国際規格)の認証等を確認する。		
穀物 38	機械・設備の安全な使用	① 機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。 ② 安全性を損なう改造を実施していない。 ③ 購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。	① 例えば、取扱説明書や機械に書かれている注意事項通りに使用する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受けてから使用する。取扱説明書は紛失しないよう適切に保管する。 ② 例えば、整備効率を重視して、本来あるべき安全カバーを外すことがないようにする。 ③ 例えば、購入時に型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 39	燃料の 保管管理	<p>① 燃料の保管場所は火気厳禁となっている。</p> <p>② 燃料の保管場所には危険物表示がされている。</p> <p>③ ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。</p> <p>④ 燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。</p> <p>⑤ 燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。</p>	<p>③ ガソリンは揺れにより静電気を蓄積しやすいため、例えば、地面に接しておく。保管容器を取り扱う前に地面に触れて人体の静電気を逃がしている。</p> <p>④ 少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満)を保管する場合には10型ABC消火器を設置するよう火災予防条例で定められている場合が多い。</p> <p>⑤ 例えば、バルブのある機械設備は使用していない時にはバルブを閉じる。バルブのない機械(草刈り機等)は長期間使用しないときは燃料を抜いておく。また、燃料タンクには法令に基づき防油堤の設置をし、防油堤内の雨水を抜いた後はバルブを閉める。</p>		
穀物 40	温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の発生抑制及び省エネルギーの努力	<p>電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。</p>	<p>例えば、CO<sub>2</sub>の発生を抑制する方法として、作業工程を見直し、作業効率を上げる。自然エネルギーへ切り替える(太陽光発電、風力発電等)。エネルギー効率の高い器材・機械を選択する(例えばLED照明への変更)。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備により燃費を向上させる。不要な照明は消灯する。植物残渣や雑草などの野焼きをしないなどがある。</p> <p>環境省のホームページでエネルギーごとの単位発熱量と排出係数が確認できるため、各エネルギーを二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に換算して計算することで、自分の使用している電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギーがどれだけCO<sub>2</sub>を発生させているか確認することが可能であり、省エネ対応の基礎資料となる。</p>		
穀物 41	廃棄物の 保管・処理	<p>① 農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。</p> <p>② 上記①の通り廃棄物を保管・処理している。</p>	<p>廃棄物は下記のことを守って処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の指導に従う。</li> <li>・行政、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。</li> <li>・産業廃棄物の処理記録として「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」または農協等への「廃棄物処理の委任状」がある。</li> <li>・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。</li> <li>・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。</li> <li>・廃棄物の容器は内容物が漏れないようになっている。</li> <li>・圃場や施設へねずみや虫等を引き寄せない場所に廃棄物を保管している。</li> </ul> <p>農業の空容器は下記のことを守って保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。</li> <li>・容器内の農業は使い切っている。</li> <li>・空容器は他の目的に使用しない。</li> </ul>		
穀物 42	資源の有効利用	<p>農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。</p> <p>① 廃棄物の減量</p> <p>② 決められた場所に分別して保管</p> <p>③ リサイクルの努力をしている</p>			



# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 43	整理・ 整頓・ 清掃	圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整頓・ 清掃されており、廃棄物の散乱がない。	例えば、使わない機械・道具、廃棄物を栽培中の圃場や施設その周辺に放置して いない。		
穀物 44	周辺環境 への配慮	① 農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振 動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮して いる。 ② 農業用機械が圃場から公道に出なければならぬ場合に は、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確 認している。	① 例えば、周辺に民家がある場合に早朝での機械操作に よる騒音に配慮している。悪臭が周辺の民家や圃場等に 迷惑となる場合は必要な対策をとる。 ・例えば、農薬散布後の残液は、作物の植わっていない自分の土地 で作業の動線や水路から離れた雑草の生えた区画に 散布して浸透させている。 ② 例えば、交通事故の危険性や機械に付着した泥の落下 による迷惑等がある。		
穀物 45	生物多様 性の認識	① 農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、そ の中に希少野生動植物がいるか把握している。 ② 過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物 を把握している。 ③ ①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増 減を年1回以上確認して記録している。	① 希少野生動植物については、国際自然保護連合(IUCN) がレッドリストを作成している。 環境省が「絶滅のおそれのある野生生物の 種のリスト」として示している。 ②③ 例えば、外来種・在来種の増減といった観点で把握 する。		
穀物 46	種苗の調 達	① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の 成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育 苗期間中に使用した農薬すべて)と使用回数に記載された証 明書等を保管しているまたは記録している。 ② 自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。 ③ 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していること を確認している。			
穀物 47	IPMの実践	① 農薬管理の責任者は、耕種の防除・生物的防除・物理的防 除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害 虫・雑草による被害を抑える計画としている。(総合的病害 虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)) ② 過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による 改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。	例えば、下記の取組みを行っている。 ・病害虫に強い品種選定等、病害虫・雑草の発生を予防 するための工夫 ・病害虫・雑草の発生状況の的確な把握、防除方法やタイ ミングを決定するための情報の収集 ・病害虫・雑草の発生状況に基く必要最低限の農薬散布 ・こまめな除草 ・太陽熱消毒による連作障害の予防		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 48	農薬の選 択・計画	<p>農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。</p> <p>① 使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。</p> <p>② 上記の農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。</p> <p>③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。</p> <p>④ 輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。</p> <p>⑤ 水田または水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。</p> <p>⑥ 農薬使用計画は、ポストハーベスト農薬を含んでいる。</p>	<p>例えば、農協や普及センターが作成した防除暦・有効成分とその総使用回数の記載がある使用可能な農薬リスト等を参考にして農薬使用計画を作成する。</p> <p>輸出先の国に残留基準値がない場合Codex MRLを使用する。</p> <p>⑥ポストハーベスト農薬は食品添加物に該当する。</p>		
穀物 49	耐性・抵抗 性の防止	<p>過去に使用した農薬を把握し、耐性・抵抗性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。</p>	<p>例えば、対策として、同系統の有効成分の農薬を連続して使用しない、ラベルに記載された希釈倍数より薄く希釈しない等がある。</p>		
穀物 50	農薬使用 の決定	<p>① 農薬管理の責任者は、管理点48で立てた農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。</p> <p>② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点48を満たしているか再度確認してから決定している。</p> <p>③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。</p> <p>④ その他、ラベルの指示事項に従っている。</p>	<p>②例えば、普及指導員や農協・農薬メーカーの有資格者に確認をとってから変更する。</p>		
穀物 51	農薬の 準備・確認	<p>① 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬を準備・使用していない。</p> <p>② 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。</p>			
穀物 52	散布液の 調製	<p>① 農産物や環境に危害のない場所で散布液を調製している。</p> <p>② 農薬を正確に計量している。</p> <p>③ こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。</p> <p>④ 農薬の計量と散布液の調製は、ラベルに従い、防除衣・防除具を着用して行っている。</p> <p>⑤ 散布液の調製時に給水ホースをタンクに入れて攪拌していない。</p>	<p>②例えば、正確に計量できる秤、計量カップを用いている。</p> <p>③例えば、こぼれた農薬を処理する道具には、砂、ほうき、ちりと、ゴミ袋等がある。道具は、農薬もれに備えてこぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具と兼用にしている。</p> <p>④防除具は、例えば、保護眼鏡、農業用マスク(粉剤・液剤用)・防護マスク(粉剤・液剤用)・防護マスク(土壌くん蒸用)、ゴム手袋、ゴム長靴等がある。マスクの種類は農薬のラベルに記載の安全使用上の注意事項に従う。</p>		

大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 53	農薬の 計量・希釈	① 必要な散布液量を計算し、散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないようにしている。 ② 正確に希釈している。 ③ 混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。 ④ 計量カップや農薬の空容器は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。	②例えば、希釈倍数を間違えないよう早見表を利用している。希釈用の水を正確に計るため平らな場所で水を準備している。 ③混用の前に混合剤があるか確認する。混用する場合は、例えば農協・農薬メーカーに相談したり、混用事例集を活用する。		
穀物 54	防除衣・ 防除具の 着用	① 農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。 ② マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。	①例えば、ラベルの指示通りのマスクであることを販売店に確認してから購入している。		
穀物 55	防除衣・ 防除具の 洗浄	① 農薬使用後は、防除衣・防除具による交差汚染を防いでいる。 ② 再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄している。 ③ 防除衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ ゴム長靴は靴底までしっかりと洗っている。 ⑤ 破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替えている。	①例えば、農薬散布作業後は収穫作業をしない。他の作業をする場合は着替えや手洗いの後に他の作業に入る。		
穀物 56	防除衣・ 防除具の 保管	防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。	例えば、防除衣と防除具を農薬保管庫に保管していない。		
穀物 57	農薬散布 機の洗浄と 洗浄液の 処理	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを速やかに洗浄している。 ② 散布設備の洗浄は、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で行っている。 ③ 洗浄液は、行政の指導に従って処理している。行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。	例えば、複数の作物に同じ農薬散布機を使用している場合には特に注意している。洗浄液を畝間に処理していない。薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 58	農薬使用 の記録	<p>農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。</p> <p>① 対象作物(農薬登録における適用作物名)                  ② 使用場所(圃場名等)                  ③ 使用日                  ④ 農薬の商品名                  ⑤ 使用目的(適用病虫害・雑草名)                  ⑥ 有効成分                  ⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、                  使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量                  ⑧ 使用時期(収穫前日数等)                  ⑨ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)                  ⑩ 作業者名                  ⑪ 農薬管理の責任者による検証</p>	<p>農薬使用計画に④⑤⑥⑧⑨を記載しており、計画通りに使用した場合、農薬使用の記録には④のみを記載し、⑤⑥⑧⑨を省略してもよい。                  ⑦は散布液を調製する際に計量した原液量を記録することを推奨する。                  ⑨使用方法には、散布、株元散布、土壌灌注等がある。                  ⑪例えば、農薬管理の責任者が農薬使用基準を満たしていることを確認し、押印している。</p>		
穀物 59	農薬の流 出防止	<p>水田からの農薬流出を防止する対策を講じている。</p>	<p>例えば下記の方法がある。                  ラベルの止水に関する注意事項を確認し、止水期間を1週間程度とっている。畦畔等を整備し、漏水を防いでいる。降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を中止している。</p>		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 60	農薬保管 庫の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。</li> <li>② 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。</li> <li>③ 農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。</li> <li>④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。</li> <li>⑤ 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。</li> <li>⑥ ラベルが読める程度の明るさがある。</li> <li>⑦ ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。</li> </ul>	<p>例えば、農薬保管庫に入りきらない大きな容器の農薬は、倉庫全体を保管庫とする方法がある。その場合、出入りの都度施錠をし、農薬管理の責任者の許可・指示なく開錠できないことなど、誤使用防止、農薬混入・汚染防止、盗難防止、危険物の保管などの目的を達する必要がある。</p>		
穀物 61	誤使用防 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬は、購入時の容器のままで保管されている。</li> <li>② 農薬の取り違えを起こさないように保管している。</li> <li>③ 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、区分して保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 飲料容器等への移し替えは誤飲の危険性があるため絶対にしない。</li> <li>② 例えば、作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や非農耕地に限って使用が許可されているもの)を分けて保管している。使用作物ごとに棚を分けて保管している。またラベル表示がわかるようにしている。</li> <li>③ 使用禁止農薬については回収されるまでの一時保管であり、農協等の農薬販売者により速やかに回収してもらう必要がある。</li> </ul>		
穀物 62	農薬混入・ 汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使いかけの農薬は封をしている。</li> <li>② 農薬の転倒、落下防止対策を講じている。</li> <li>③ 農薬の流出対策を講じている。</li> <li>④ 保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策を講じている。</li> <li>⑤ 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。</li> <li>⑥ 農薬が農産物や他の資材に付着しない対策を講じている。</li> </ul>	<p>例えば、液状の農薬は粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない。開封した農薬ボトルは深さがあり穴の空いていない容器に入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ こぼれた農薬を処理する道具としては例えば、砂、ほうき、ちりとり、ゴミ袋がある。</li> <li>⑥ 例えば農薬保管庫に他の資材を入れない。農薬保管庫の近くに種苗や農産物を置かない。</li> </ul>		
穀物 63	農薬の在 庫管理	<p>農薬の在庫台帳には、入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。</p>	<p>購入伝票を保管し、入庫記録として保管する。</p>		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 64	ドリフト被害 の防止	① 自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。 ② 周辺の生産者とコミュニケーションをとる等によって、周辺地からのドリフト対策を行っている。	② コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。 例えば、コミュニケーションで改善しないドリフトについて下記に取り組んでいる。 ・立れをする ・緩衝地帯を設ける ・防風ネットを設ける		
穀物 65	ドリフト加害 の防止	自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。	例えば、下記の方法がある。 ・風の強さ・風向き等、天候や時間帯の注意 ・散布の方向や位置の注意 ・細かすぎる散布粒子のノズルの不使用 ・適切な散布圧力 ・飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬の使用 ・近隣生産者とのコミュニケーション ・緩衝地帯を設ける		
穀物 66	残留農薬 検査の実 施	① 年1回以上残留農薬検査を行い、農薬使用が適正であることを確認している。基準値を超過した場合には、記録を残している。 ② 残留農薬検査の結果を保管している。			
穀物 67	適切な施肥 設計	① 肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。 ② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。 ③ 施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。 1) 過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係 2) 土壌診断の結果 3) 行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量 4) 土作り(管理点29参照)の必要性 5) その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報 6) 使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)	② 例えば、定植直前に堆肥を散布していない。 ③ 土壌診断の項目としては、pH・EC・CEC・窒素・リン酸・加里・石灰・苦土、微量元素(ミネラル)等があるが、目的(品質向上・環境保全)により作物に適した項目を選択し、適切な周期(例えば野菜であれば作付前、永年作物であれば年に1回等)で実施するとよい。堆肥を使用する場合は、施肥設計において堆肥の成分寄与について考慮する。硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないよう、例えば、施肥量の削減、施肥時期の調整、緩効性資材や有機質肥料の施用、局所施肥や液肥等の施肥方法の工夫等を実施する。 また、窒素肥料の施用により亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)の発生を抑制する方法として、例えば、石灰窒素、硝化抑制剤入り肥料、被覆肥料、適切な堆肥の施用等を実施する。 環境省のホームページで排出係数を確認することができるため、窒素を亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)に換算して計算することが可能である。		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 68	肥料等の 安全性	① 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 ② 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 ③ 堆肥は、適切な発酵温度の確保などにより病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施している。 ④ 堆肥を扱った作業着、器具、設備、装置による農産物の汚染を防ぐ対策をしている。 ⑤ その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものを圃場に入れていない。	肥料等には土壌改良材、土壌活性化材、植物活性化材、葉面散布剤、堆厩肥、敷き草(稲わら、刈り草、樹木の皮等の資材)及びその他の資材(登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等)を含む。  ①放射性物質の確認が必要な肥料は、農林水産省より通達が出ているため、例えば販売業者やメーカーに確認して検査記録を入手する。 ②普通肥料が行政による公定規格に合格した肥料となる。農産物に危害を及ぼす要因としては、重金属類、化学物質、微生物等がある。 ③例えば、数日間70℃の発酵を続けている。 ④例えば、堆肥の散布後は着替え、手洗いをしてから収穫作業を行っている。堆肥を運んだ後はトラックの荷台を洗浄してから収穫物を運んでいる。 ⑤例えば、人糞や産業廃棄物等がある。また、敷き藁等の投入物からの残留農薬を考慮している。		
穀物 69	施肥による 水質汚染 の防止	水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。	例えば、浅水の状態でのかきの実施、あぜ塗りの実施などがある。		
穀物 70	肥料等の 使用記録	肥料等の使用について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所(圃場名等) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業着名			
穀物 71	肥料等の 保管条件	袋詰めの肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。			
穀物 72	肥料等の 在庫管理	肥料等の在庫台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫を確認できる。ただし、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。	例えば、堆肥の量をトラックの台数で把握している、購入伝票を保管し、入庫記録として保管するなど。		

# 大分県版GAP 穀物基準書

様式第2号

対象品目：米(玄米・精米)・麦・その他食用穀物

管理点 番号	管理点	適合基準	取組例・備考 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)	適合性	コメント
穀物 73 精米 専用 項目	精米の 出荷記録	<p>精米の場合、管理点16に加え下記の項目を記録している(一般消費者への販売をのぞく)。</p> <p>① 出荷先(搬出先)住所 ② 産地 ③ 用途(用途限定米穀であると確定している場合) ④ 精米ロット</p>			
穀物 74 麦 専用 項目	麦のカビ毒 汚染低減 対策	<p>麦については、カビ毒であるデオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)を食品安全危害要因として抽出している。このリスクを抑制する対策・ルール・手順は農産物取扱い工程だけでなく、生産工程全体にわたっている。</p>	<p>例えば下記の対策を実行している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抵抗性品種の選択</li> <li>2. 生育状況の把握</li> <li>3. 適期での防除</li> <li>4. 適切な農薬の選択</li> <li>5. 適期での収穫</li> <li>6. 作物残渣の適切な処理</li> <li>7. 適切な乾燥調製の実施</li> <li>8. カビ毒検査の実施</li> </ol>		